

広島県告示第百二十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

平成二十五年二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
二三三	東広島市安芸津町三津字榊山一六五〇番一の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第三号イ